

議案第16号

三朝町水道事業給水条例及び三朝町簡易水道等給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例及び三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町水道事業給水条例及び三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正する条例

（三朝町水道事業給水条例の一部改正）

第1条 三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
（手数料） 第29条 手数料は、次の各号の区分により指定給水装置工事事業者から徴収する。 （1） 略 <u>（2） 法第25条の3の2第1項に規定する指</u> <u>定の更新をするとき 5,000円</u> <u>（3） 略</u> （給水装置の基準違反に対する措置） 第32条 管理者は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に定める基準に適合していない	（手数料） 第29条 手数料は、次の各号の区分により指定給水装置工事事業者から徴収する。 （1） 略 <u>（2） 略</u> （給水装置の基準違反に対する措置） 第32条 管理者は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に定める基準に適合していない

ときは、その者の給水を拒み、又はその者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	ときは、その者の給水を拒み、又はその者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
---	---

（三朝町簡易水道等給水条例の一部改正）

第2条 三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（給水装置の基準違反に対する措置） 第33条 町長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に定める基準に適合していないときは、その者の給水を拒み、又はその者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	（給水装置の基準違反に対する措置） 第33条 町長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に定める基準に適合していないときは、その者の給水を拒み、又はその者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。